

## 第12回

## 司法委員に聞く

新進会員活動委員会委員 贅田 健二郎 (61期)



簡裁事件の法廷でよくお見かけする司法委員。和解交渉を担当しているイメージが強いですが、司法委員が普段どのような仕事をしているのか、いかなる事件を扱っているのか、知らない方が多いのではないのでしょうか。そこで、今回は、東京簡裁で2年ほど司法委員を担当なさっている青木耕一会員(56期)にお話を聞きました。

### 司法委員の業務

**贅田**：司法委員の業務について、簡単にご説明いただけますか。

**青木**：司法委員は、簡易裁判所の民事訴訟において、裁判官が和解を試みるときにその補助をしたり、審理に立ち会って、裁判官に意見を述べたりします(民事訴訟法279条1項)。実際には和解の補助をするケースが多いですが、証人尋問に立ち会うこともできますし、尋問事項案を作ったりもしています。陪席裁判官をイメージしてもらえばわかりやすいと思います。

**贅田**：事件はどのようにして回ってくるのですか。

**青木**：事件の配点方法は、一般事件の立会と、特定事件の立会に分かれます。通常は、月1~2回の一般立会の日が指定されており、その日に立ち会った事件の処理を担当します。それとは別に、書記官から連絡がきて、特別に事件が回ってくる場合があります(特定事件)。

**贅田**：普段、どのような事件を扱っているのですか。

**青木**：やはりクレサラ事件は多いです。おそらく8割程度はクレサラではないでしょうか。ただ、専門性の高い事件では、いわゆる特定事件として弁護士が選任されることがあります。例えば、交通事故訴訟において、過失割合に争いがあるケースなどは、経験のある弁護士が選任されることが多いです。他には、残業代を請求する事件などは、弁

護士や社労士が選任されることが多いですね。また、精神的に問題のある人や、ヤミ金関係の事件など、当事者が対応困難なケースで特別に選任されることもあります。

**贅田**：なるほど。裁判所として難しい事件を弁護士に回すわけですね。

**青木**：逆に言えば、それだけ弁護士が信用されているということです。私が司法委員になるときにも、弁護士がなってくれると非常に助かると言われました。専門分野については、特に弁護士は信頼されていると思います。

**贅田**：事件数は多いですか。

**青木**：特に東京は多いですな。私も何件担当したかわかりません。ただ、個々の事件は記録も薄いですし、その日に終わらせることも多いです。

**贅田**：法廷の裏側ではどのような話をしているのですか。裁判官室で話をしたりもするのですか。

**青木**：裁判官室ではなく、裏側の通路で話をしたりはします。尋問の後に心証の確認をして、今後の見通しについて話し合ったりしていますね。

### 司法委員に選任されるには

**贅田**：どのようなきっかけで司法委員に選任されたのですか。

**青木**：私が所属している会派の弁護士から、後任を探しているのでやらないか、と誘われてやることになりました。弁護士がなるのはこのようなパターンが多いのではないのでしょうか。

**贅田**：任期はあるのですか。

**青木**：基本的には1年です。再任を拒否しない場合は、再任されることがあります。

**贅田**：弁護士経験年数の制限はあるのですか。

**青木**：おそらくそういった縛りはなかったと思いますが、ベテランの方は多いですな。私は一番若手の方だと思います。

## 司法委員の待遇

**賛田：**給料や日当は支給されるのですか。

**青木：**事件に立ち会った日は、立ち会った時間に応じて日当が支給されています。

**賛田：**専用の部屋はあるのですか。

**青木：**個別の部屋があるわけではないですが、司法委員専用の大部屋があります。法律関係の資料も揃っていて、調べものをするには便利ですよ。それから、個別のロッカーも設けられています。入っているのはたいてい懇親会のお知らせですが（笑）。

## 司法委員から見た代理人

**賛田：**仕事柄、多くの代理人弁護士にお会いする機会があると思いますが、司法委員から見た代理人のイメージはどのようなものですか。

**青木：**概して弁護士は協力的です。だいたい落としどころを見据えて臨んでいますので、司法委員としても話はしやすいです。当事者が相手となると、司法委員も自分を騙していると思っている人すらいますから、やりにくいですね。

**賛田：**司法委員の立場からみて、良い代理人とはどのような人ですか。

**青木：**やはり、準備書面を事前に出してくれる代理人です。特に東京は事件数が多いですから、分単位で事件を処理しなければなりませんので、直前に書面を出されても読めませんよ、ということになりますから。込み入った事件であればあるほど、事前に書面を出してくれるとありがたいですね。

**賛田：**逆に、困る代理人は？

**青木：**書面を直前まで出さない代理人はやはり困ります。あとは、次回当事者を呼ぶことになっていたのに、当事者が出頭できないことを当日まで連絡しない代理人も困りますね。当事者の意見を聞いて和解を進めることにしたのに、事前に連絡もなく当事者を連れてこない、手続が全く進みませんから。



青木 耕一 会員（56期）

平成15年弁護士登録。  
平成19年から司法委員を務めている。

## 司法委員の魅力

**賛田：**弁護士が司法委員になることの利点といたら何でしょうか。

**青木：**やはり裁判所の内部を見ることができる機会は貴重です。裁判所で必要とされているものは何かを知ることによって、自分の普段の事件処理にも生かすことができますし、自信を持てます。それから、書記官と仲良くなりますので、普段分からない手続についても気軽に聞けるという利点もあります（笑）。

**賛田：**最後に、若手にとっての司法委員の魅力について、ぜひお聞かせください。

**青木：**裁判所の中から事件を見ることができるのは、非常に勉強になりますし、魅力があります。弁護士3～4年目になる機会があると、自分がどれくらい成長したか、実感が持てるのではないのでしょうか。クレサラの執行機関などと言われることもありますが、やりがいのある仕事です。ぜひ、自信を持ってやってみてください。

**賛田：**今日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。